

## 日本国籍の観光査証・渡航認証要否・旅券の残存期間一覧

※ご旅行に必要な旅券(パスポート)の残存期限並びにご旅行に必要な査証(ビザ)は2015年7月24日現在のものです。

※ご自身で該当する訪問国の査証(ビザ)要否と旅券(パスポート)の残存期限を必ずご確認ください。

※ヨーロッパ旅行の場合は、航空機の乗り継ぎルートにより、他国の必要旅券残存期間を求められる場合がございます。

目的地への残存期間を満たしていても6ヶ月を下回る場合は、旅券更新をお勧めします。

原則としてシェンゲン条約加盟国間で乗り継いで目的地へ向かう場合は、最初の到着地での入国となり、その国の規制が適用されます。

※旅券番号・発行年月日は別に控えて、予備の旅券用写真をお持ちになる事をお勧めいたします。

※日本以外の国籍をお持ちの方は、必ずご自身の国籍に応じた査証要否・必要旅券残存期間をご確認ください。

資料:JATA(日本旅行業協会)

国・地域名	査証(ビザ)		旅券(パスポート)の残存期間	備考
	要否	摘要		
インド	○	観光査証の滞在可能日数は入国審査官の判断	(東京)査証申請時6ヵ月以上要(大阪)入国時6ヵ月以上要	旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
インドネシア共和国	×	最大30日の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	復路又は第三国への出国用航空券所持が必要
ウズベキスタン	○	観光査証の滞在可能日数は申請日数通り(30日以内)	出国時3ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄2頁以上必要
カンボジア王国	○	観光査証の滞在可能日数は30日	入国時6ヵ月以上必要	
シンガポール	×	最大30日の観光は査証不要	シンガポール入国時6ヵ月以上必要	出国用予約済航空券が必要
スリランカ民主主義主義共和国	○	観光ETA(30日以内の滞在可能)の登録が必要	入国時6ヵ月以上必要(ETAの場合)	入国時に往復予約済航空券が必要
タイ王国	×	空路入国は1回30日以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	出国用航空券、1人10,000バーツ相当額の所持が必要
大韓民国	×	90日以内の観光は不要	入国時3ヵ月以上必要	往復予約済航空券が必要
台湾	×	90日以内の滞在は査証不要	入国時3ヵ月以上必要	復路又は第三国への出国用予約済航空券を所持し、桃園や高雄等指定空港から入国
中華人民共和国(中国)	×	一般旅券所持者は15日以内は査証不要	入国時6ヵ月以上あるのが望ましい	
香港特別行政区	×	90日以内の観光は不要	1ヵ月以内滞在は入国時1ヵ月+滞在日数以上必要	出国のための航空券・乗船券が必要
マカオ特別行政区	×	90日以内の滞在は査証不要	30日以内滞在は入国時30日+滞在日数以上必要	
ネパール	○	観光査証の滞在可能日数は15、30、90日	査証申請時6ヵ月以上必要	年間(1月1日～12月31日)滞在120日まで在日大使館・領事館で査証発給可
フィリピン共和国	×	30日以内の滞在は査証不要	滞在日数以上必要	出国用航空(乗船)券(オープン不可)が必要 旅券の未使用査証欄が見開き2頁以上必要 15歳未満の単独入国又は親以外の保護者と一緒には渡航の場合はWEGの申請が必要
ブルネイ・ダルサラーム国	×	14日以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	滞在費、出国用予約済航空券、旅券の未使用査証欄が2頁以上必要
ベトナム社会主義共和国	×	15日以内の観光は査証不要	出国時6ヵ月以上必要	往復予約済航空券または第三国行きの航空券が必要 30日以内に再入国の場合は査証が必要
マレーシア	×	90日以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	出国用航空券が必要
ミャンマー連邦共和国	○	観光査証の滞在可能日数は28日間	入国時6ヵ月以上必要	
モルディブ共和国	×	30日以内の観光は入国時に許可が発給される	入国時6ヵ月以上必要	復路航空券及びホテル予約確認書又は滞在費1日につきUS15以上の現金、クレジットカードが必要
モンゴル国	×	30日以内の滞在は査証不要	入国時6ヵ月以上	
ラオス人民民主共和国	×	14泊15日以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄は見開き2頁以上必要
アイスランド共和国	×	6ヶ月間で3ヶ月以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
イギリス	×	6ヵ月未満の滞在は原則査証不要	帰国時まで有効なもの	出国用予約済航空券、滞在費用証明が必要
イタリア共和国	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上必要	シェンゲン協定加盟国
エストニア	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は連続3頁以上必要
オーストリア共和国	×	6ヵ月未満の観光は査証不要	オーストリア(シェンゲン協定加盟国)出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 シェンゲン協定加盟国だが、出入国審査においては、日本との二国間協定が優先される
オランダ王国	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
ギリシャ共和国	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	入国時3ヵ月+滞在日数(ギリシャ含むシェンゲン加盟国)以上必要	シェンゲン協定加盟国
スイス連邦	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
スウェーデン王国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
スペイン	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 入国時に往復航空券、滞在費用及び滞在目的を証明する物が必要
スロバキア共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
スロヴェニア共和国	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
チェコ共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要 滞在日数をカバーする保険の加入(治療・傷害・死亡各EUR3万)が必要
デンマーク王国	×	6ヵ月間で90日以内の観光は査証不要	帰国時まで有効なもの 航空会社によりシェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上の旅券残存求められる場合があるため、シェンゲン協定加盟国出国時に3ヵ月以上あることが望ましい	シェンゲン協定加盟国 出国用航空券、保険(任意)要
ドイツ連邦共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
ノルウェー王国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	滞在日数以上必要 航空会社によりシェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上の旅券残存求められる場合があるため、シェンゲン協定加盟国出国時に3ヵ月以上あることが望ましい	シェンゲン協定加盟国
バチカン	×	イタリアの入国条件を満たしていれば査証不要	イタリアの入国条件(シェンゲン協定加盟国出国時90日以上)を満たしていること	
ハンガリー共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
フィンランド共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国
フランス共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は見開き2頁以上必要 出国用航空券 保険、滞在費用証明が望ましい
ベルギー王国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は連続3頁以上必要 出国用航空券、宿泊証明、保険、滞在費用証明要
ポーランド	×	1回の滞在につき90日以内の短期滞在は査証不要	ポーランド出国時+3ヶ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 十分な滞在費・事故急病の際の治療費として1日につきZL300以上(海外旅行傷害保険でも可)
ポルトガル共和国	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要 往復予約済航空券又は予約内容証明要
マルタ共和国	×	6ヵ月間で90日以内の観光は査証不要	入国時3ヵ月以上必要 航空会社によりシェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上の旅券残存求められる場合があるため、シェンゲン協定加盟国出国時に3ヵ月以上あることが望ましい	シェンゲン協定加盟国 復路航空券が必要
モナコ公国	×	90日以内の観光は査証不要	入国時3ヶ月以上必要	
ラトビア	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は1頁以上必要 海外旅行傷害保険の加入が必要(最低目安EUR30,000) 入国時に出国用航空券持参
リトアニア	×	180日間で90日以内の観光は査証不要	出国時3ヵ月以上必要	シェンゲン協定加盟国 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要 海外旅行傷害保険の加入が必要
ロシア連邦	○	観光査証の滞在可能日数は29泊30日	ロシア出国時6ヵ月以上必要	フェリー・クルーズで観光訪問する団体旅行の場合、査証要否は大使館・領事館に確認する 旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
エジプト・アラブ共和国	○	観光査証の滞在可能日数は30日以内	査証申請時6ヵ月以上必要	現地空港でも査証申請可能 ただし原則在日大使館で事前取得する
ケニア共和国	○	観光査証の滞在可能日数は3ヵ月	入国時6ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄は連続3頁以上必要
チュニジア共和国	×	3ヵ月以内の滞在は査証不要	入国時3ヵ月+滞在日数以上必要	旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
南アフリカ共和国	×	90日以内の観光は査証不要	南アフリカ出国後30日以上有効なもの	旅券の未使用査証欄が南アフリカ入国時1ページ以上あること
モーリシャス	×	3ヵ月以内の滞在は査証不要	入国時6ヵ月以上+滞在日数以上必要	入国時に復路航空券、ホテルの予約確認書、十分な滞在費(1日あたりUS\$50相当)が必要
モロッコ王国	×	90日以内の観光は査証不要	入国時3ヵ月以上必要	
アラブ首長国連邦	×	30日以内の滞在は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄が見開き2頁以上必要
イスラエル	×	3ヵ月以内の滞在は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄は2頁以上必要
トルコ共和国	×	90日以内の観光は査証不要	入国時滞在日数+60日以上必要	旅券の未使用査証欄が見開き2頁以上必要
ヨルダン	○	入国時に30日の滞在許可を取得可能。	入国時6ヵ月以上必要	旅券の未使用査証欄は見開き2頁以上必要
アメリカ合衆国	○	90日以内は査証不要 ESTA渡航認証が必要	帰国時まで有効なもの(入国時90日以上が望ましい)	査証免除プログラムの条件を満たしていること IC旅券または機械読取り旅券が必要
アルゼンチン	×	90日以内の観光は査証不要	帰国時まで有効なもの	往復予約済航空券又は次の訪問国への航空券が必要。
カナダ	×	最大6ヵ月の観光は査証不要。	カナダ出国予定日+1日以上	18歳未満の者が観光目的で入国する場合、入国審査時に保護者からの渡航同意書が必要
キューバ	×	30日以内の観光は査証不要(ツーリストカード要)	入国時3ヶ月以上必要	事前に滞在中の医療費をカバーする保険の加入が必要。(キューバにおいて承認されている保険会社・アメリカ系以外の会社)(英文の保険証書の提示を求められる場合がある)
ブラジル	○	査証発給日より90日以内に入国すること	申請時6ヶ月以上必要	旅券の未使用査証欄は見開き2頁以上必要
ペルー共和国	×	183日以内の観光は査証不要	帰国時まで有効なもの 航空会社により入国時6ヵ月以上要	旅券の未使用査証欄は5頁以上必要 往復航空券または第三国への出国航空券が必要
ボリビア	×	1ヶ月以内の観光は査証不要	入国時6ヶ月以上必要	旅券の未使用査証欄は2頁以上必要 往復航空券が必要
メキシコ合衆国	×	180日以内の観光は査証不要	帰国時まで有効なもの	滞在日数は入国審査官により決定される 滞在費用証明、復路航空券の提示をも読まれる場合あり
オーストラリア	○	観光ETA(3ヵ月以内滞在可能)の登録が必要	帰国時まで有効なもの	ETAの条件を満たしていない場合は査証を申請する
北マリアナ諸島	×	45日以内は査証・ESTA渡航認証は不要。	帰国時まで有効なもの(入国時45日以上が望ましい)	グアム・北マリアナ査証免除条件プログラムの場合 条件及び米国大使館HPを確認する
グアム(米国)	×	45日以内は査証・ESTA渡航認証は不要	帰国時まで有効なもの(入国時45日以上が望ましい)	グアム・北マリアナ査証免除条件プログラムの場合 条件及び米国大使館HPを確認する
ニューカレドニア	×	180日間で90日以内の滞在は査証不要	出国時3ヵ月以上	旅券の未使用査証欄が見開き2頁以上必要 入国時に出国用航空券の持参が必要 保険、滞在費用証明持参が望ましい。
ニュージーランド	×	3ヵ月以内の観光は査証不要	入国時3ヵ月+滞在日数以上必要	
パラオ共和国	×	30日以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月以上必要	往復航空券が必要
フィジー共和国	×	4ヵ月以内の観光は査証不要	入国時6ヵ月+滞在日数以上必要	
ミクロネシア連邦	×	30日以内の滞在は査証不要	ミクロネシア入国時120日+滞在日数以上必要	出国用航空券、次の訪問国の査証(必要な場合)が必要